



3. 計画期間

本計画は、総合管理計画の計画期間が2017（平成29）年度から2046（令和28）年度までの30年間であるため、本計画の開始年度である2021（令和3）年度から総合管理計画の終了年度である2046（令和28）年度までの26年間の計画期間とします。

また、長期の計画となることから、Ⅰ期（2021～2026年）、Ⅱ期（2027～2036年）、Ⅲ期（2037～2046年）の3期に区分します。

表：計画期間の区分

区分	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期
年度	2021～2026 (令和3～8)	2027～2036 (令和9～18)	2037～2046 (令和19～28)

4. 対象施設

本計画は、総合管理計画にて定めた公共建築物347施設を対象とします。

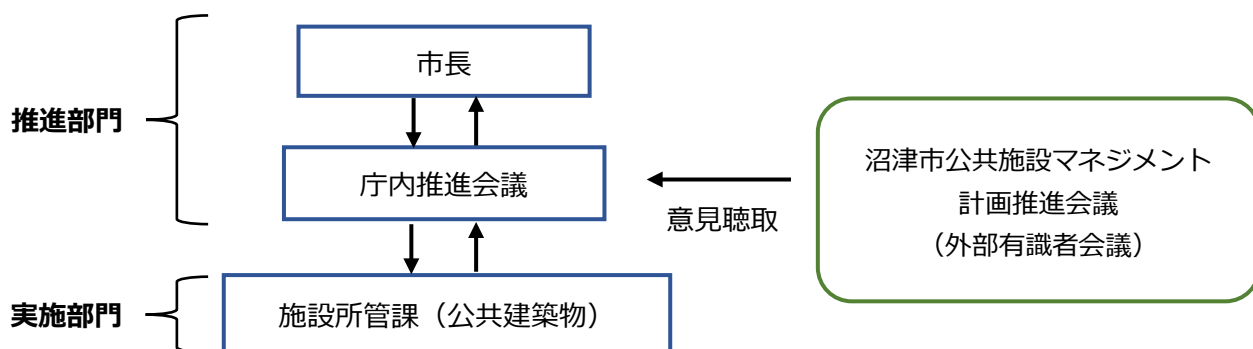
表：対象施設 (2020年度時点)

大分類	中分類	小分類	施設数
市民利用施設	コミュニティ施設	地区センター、その他コミュニティ施設	25
	学校教育施設	小学校、中学校、その他教育施設	68
	社会教育・文化施設	図書館・文化施設、博物館等、歴史的施設	14
	子育て施設	保育所・幼稚園、子育て支援センター、放課後児童クラブ、その他子育て施設	43
	福祉施設	高齢者福祉施設、その他福祉施設	10
	医療・保健施設	医療施設、保健施設	5
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設、レクリエーション施設	17
	住宅等	市営住宅、その他住宅	31
	その他市民利用施設	駐車場・駐輪場、斎場等、その他施設	11
行政系施設	庁舎施設	庁舎施設、市民窓口事務所	15
	消防施設	消防庁舎施設、消防団詰所、防災倉庫	55
	環境衛生施設	環境衛生施設（清掃プラント等）	6
	その他行政系施設	倉庫、その他施設	8
機能廃止予定施設	機能廃止予定施設	機能廃止予定施設	39
計			347

5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市長を計画推進部門のトップとし、公共施設マネジメントの推進に関連する部署で構成した「公共施設マネジメント推進に係る庁内推進会議」（以下「庁内推進会議」という。）を設置し、実施部門である施設所管課と連携しつつ、外部の有識者等により構成した会議「沼津市公共施設マネジメント計画推進会議（外部有識者会議）」にて意見を聴取しながら、検討を進めました。

図：計画策定の体制



表：庁内推進会議

課名	視点
資産活用課	・総合管理計画との整合 ・公共施設等に関する情報の一元管理 ・施設所管課との連絡・調整
政策企画課	・第5次沼津市総合計画等との整合
財政課	・予算の査定や財源（市債等）の調整
まちづくり政策課	・都市計画マスタープランや立地適正化計画等との整合 ・リノベーションまちづくりとの連携
危機管理課	・津波避難困難地区内の防災上の視点 ・避難地、避難所の視点
教育企画課	・学校施設の統廃合に係る視点